

平成 29 年 5 月 31 日
琉 球 大 学

琉球大学法科大学院と沖縄少年院・沖縄女子学園が協定締結

琉球大学法科大学院は、全国初の試みとして、沖縄少年院・沖縄女子学園とエクスターンシップに関する協定を締結することになりました。

(詳細は別紙をごらんください)

つきましては、下記のとおり調印式を行いますので、ご多忙の折恐縮ですが、取材くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時：平成 29 年 6 月 5 日（月） 14：00～

場 所：沖縄少年院院長室
沖縄市山内 1 丁目 13-1

【問い合わせ】

琉球大学法文学部・観光産業科学部
法科大学院係

電話：098-895-8091

FAX：098-895-8187

E-mail：hbhkdak@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

「法曹を目指す学生に少年矯正の実情を学ばせたい」
—琉球大学法科大学院と沖縄少年院・沖縄女子学園が協定を締結—

非行をする子ども達は、家庭環境、学校、友人関係など、本人の資質以外の大きな問題を抱えていることが多い。また、男性と女性では非行の態様も背景も大きく異なる。しかし、そういった子ども達と、司法の場で関わる法曹関係者は、司法試験合格後、裁判のその先にあることを学ぶ機会は非常に少なく、非行をする子ども達や、この子ども達を収容する少年院について深く学ぶ機会はない。しかし、法曹になれば、非行をした子どもについて、少年院か少年刑務所かの判断を迫られることもある。少年院に行くことは保護処分と言って刑罰ではないが、少年刑務所に行くことは刑罰であり、前科がつく。少年院における矯正教育とは一体どのような物なのだろうか。

そこで、琉球大学法科大学院では、法曹になる前に、少年矯正の実情について学ばせたいと考え、沖縄少年院・沖縄女子学園と学生のエクスターンシップに関する協定を結ぶこととなった。

刑事政策教育の一環として、講義で学ぶだけではなく、学生達は、実際に少年院に行き、法務教官の下で、非行をした子ども達自身、その背景、少年院における教育等について学ぶ。

法科大学院が少年院とエクスターンシップについての協定を結ぶのは全国で初の試み。

協定調印式

日時 2017年6月5日（月） 14：00 から

場所 沖縄少年院院長室

〒904-0034 沖縄県沖縄市山内1丁目13-1

沖縄少年院長 渡辺玲子

琉球大学大学院法務研究科長 清水一成